

相続登記義務化に関する法改正について

1 深刻な社会問題となった空き家問題や所有者不明土地の増加

- ① 放置されて適切に管理されなくなった空き家
- ② 所有者の所在が不明又は容易にその所在が判明しない土地
- ③ 東日本大震災の復興における問題の顕在化

2 空き家や所有者不明土地が増加する社会的要因

- ① 少子高齢化社会と人口減少による社会構造の変化
- ② 不動産(土地・家屋)の利用ニーズの変化
- ③ 長年にわたる相続登記が未了となっている不動産の増加



3 相続登記未了の要因

- ① 資産価値と比較して手続に要する時間と使用の問題
- ② 相続人間の権利意識の変化と遺産分割の困難性
- ③ 相続登記の必要性に関する国民の意識の希薄化

そこで ↓

4 相続登記の義務化

基本的な義務

- ① 「どのような場合に」・・・所有者の名義人に相続が開始した場合
- ② 「だれに」……………すべての相続人
- ③ 「いつから」……………自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日
- ④ 「いつまでに」……………3年以内
- ⑤ 「何をするのか」・・・相続登記の申請(又は**相続人申告登記の申し出**) ← **ここが大切**

さらに詳細は近日公開の「ご隠居だより4号」にて